

○三芳町最低制限価格取扱要綱

平成 21 年 3 月 31 日

告示第 66 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、三芳町が競争入札により工事、製造、その他の請負契約を締結しようとする場合において、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。)第 167 条の 10 第 2 項(令第 167 条の 13 により準用する場合も含む。)の規定により設定する最低制限価格の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(対象とする契約)

第 2 条 最低制限価格を設定する工事又は製造の請負契約は、原則として予定価格が 130 万円以上の競争入札において締結する場合に適用する。

2 最低制限価格を設定する競争入札による業務委託は、次のいずれかに該当する場合に適用する。

(1) 基本設計業務から実施設計業務、そして設計監理等、一連の業務委託が前提となる継続的な業務の発注時に、その業務受注が将来の業務委託受注競争で優位になるとして原価を割った入札が予想される時。

(2) 成果品の高度な品質が必要な業務委託等で、最低制限価格の適用が特に必要と認められる時。

(3) 特に契約内容の適正な履行の確保が必要と認められる時。

(対象とならない契約)

第 3 条 前条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は最低制限価格を設定しないものとする。

(1) 総合評価落札方式による契約

(2) 単価契約及び随意契約

(3) 競争入札に付す案件で、低入札価格調査制度を適用させるとき。

(4) 最低制限価格の適用が不適切と認められる時。

(最低制限価格)

第 4 条 町長は、最低制限価格を次の各号に掲げる契約の区分に応じ、当該各号の基準において定めるものとする。

(1) 工事又は製造の請負の契約 予定価格の 10 分の 7 から 10 分の 9 までの範囲内において町長が定める額

(2) 前号に掲げる以外の契約 予定価格の 10 分の 7 を下らない額

(入札の執行)

第 5 条 入札執行者は、最低制限価格を下回る入札が行われた場合は、当該入札をした者を落札者とししないものとする。この場合において、入札執行者は、入札者に対して、令第 167 条の 10 第 2 項(令第 167 条の 13 により準用する場合を含む。)の規定により当該入札

をした者を落札者とし、ない旨を告げるものとする。

2 前項の場合において、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者があるときは、入札執行者は、これらの者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とするものとする。

3 入札執行者は、第1項の場合において、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者が存在しないときは、入札者に対して、落札者がいない旨を告げ、当該入札を終了するものとする。

(最低制限価格の周知)

第6条 最低制限価格を設置したときは、入札に参加しようとする者に対し、当該契約に関し最低制限価格が設定されていることを周知するものとする。

(その他)

第7条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成23年告示第75号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年告示第27号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。